

臨床研修病院の移転等の際の指定の考え方 (平成 24 年 8 月 22 日 医師臨床研修部会承認)

今後、臨床研修病院の移転や分割、統合等（以下、「移転等」という。）が見込まれることから、その取り扱いについての基本的な考え方を臨床研修部会としてとりまとめておくものである。なお、個々の事例については、移転計画等が提出された段階で当部会において下記の考え方を踏まえ、指定の継続等の適否について審議するものとする。

1. 移転等を行う場合の臨床研修病院の指定等について

(1) 指定等の取扱い

移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き指定するものとする。

ただし、分割の場合に引き続き指定する基幹型としての病院数については、当該分割前に指定していた病院数を超えないものとする。

(2) 定員数の取扱い

上記（1）により、引き続き指定する場合の研修医の定員数については当面、従前通りとするが、適切な指導体制を確保できる範囲内であることとする。

2. 事務的手続きについて

(1) 移転等前病院

上記 1. により引き続き指定された場合の移転等前の病院（以下、「旧病院」という。）については、医療法上は、廃止の手続きがとられるが、臨床研修病院としての指定の取扱いについては、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 当該病院から移転等についての報告
- ② 当部会に移転等についての報告
- ③ 旧病院の廃止に伴い臨床研修病院の指定効力を消滅した旨の関係者への通知

(2) 移転等後病院

上記（1）により引き続き指定された場合の移転等後の病院については、引き続き指定された旨を関係者へ通知する。

※ なお、平成 5 年 3 月 8 日臨床研修部会承認「臨床研修病院の移転の際の指定の考え方」及び平成 6 年 11 月 7 日臨床研修部会承認「臨床研修病院の移転に伴う取扱いについて」は、廃止する。